

一般社団法人敬神愛郷熊本の会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人敬神愛郷熊本の会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、熊本地震により熊本県内の神社が甚大な被害を受けた状況に鑑みて、被災地の市民等と協働し、被災した神社の復旧・復興支援活動に取り組むことにより、人々の心のよりどころとして地域コミュニティを再生し、人と人との絆を紡ぎ支え合う社会の形成に寄与することを目的に、次の事業を行う。

(1) 神社建築の復旧に関する事業

(2) 宗教文化の振興に関する事業

(3) 信教の自由の尊重及び擁護に関する事業

(4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。

第3章 社員総会

(開催)

第8条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総